

鳥取県告示第243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成22年4月16日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成22年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
尾高淀江線	米子市淀江町平岡字中駄渡 729-2 地先から同字 724 地先まで	平成22年4月16日
米子岸本線	西伯郡伯耆町坂長字笛代通 2588 地先から同町坂長字上南原 990-2 地先まで	〃